

食品の営業許可申請等の手続きが、 ネットでもできるようになりました



食品の営業許可等の申請・届出の手続きは、これまで窓口での受付のみでした。

このたび、厚生労働省が導入した「食品衛生申請等システム」が運用開始し、「インターネットでの申請・届出」※が可能となりました。

※ 申請に対する実地調査や手数料の納入などは、引き続き対面での対応が必要です。

※ 食品を取扱う営業は、食中毒等の発生防止に配慮する必要がありますので、必ず事前の相談をお願いします。

※ 営業許可については、手続後、実地調査で施設基準を適えていることが確認できれば許可されません。

食品衛生申請等システム(厚生労働省)の利用方法

【食品衛生申請等システムへのアクセス】

- 食品等事業者向けサイト | 厚生労働省
<https://i2fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



Step1 食品等事業者登録(初回のみ)

- GビジネスID 又は 食品衛生申請等システムのID を作成

Step2 各種申請(届出)の手続方法

- Step1で作成したIDとパスワードを入力し、ログイン後、申請(届出)したい項目を選択・入力

【システムに関するお問い合わせ】

- 厚生労働省HPに掲載されているヘルプデスクにお問い合わせください。
- 食品衛生申請等システム | 厚生労働省



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html

これからの手続き方法(ご自身に合った方法をお選びください)

①窓口での書面手続

- 施設の所在地を管轄する区役所衛生課等でのお手続き
※ 書面で申請・届出した施設についての変更や継続申請の手続きは、書面でしかできません。

or

②オンライン手続

- ご自身がお持ちのパソコン等でのお手続き
※ 現在、システムに決済機能がありません。
※ 許可申請の場合の手数料の納入は、窓口への来所が必要です。

～ オンライン手続きの流れ ～

食品衛生申請等
システムで手続き

- 操作方法等については、厚生労働省HP等に掲載されています。
必要に応じて、システムのヘルプデスクへお問い合わせください。
※ データの添付が必要な書類は裏面を参照ください。

手続内容の確認

- 区役所衛生課等の職員が内容を確認し、御連絡します。
内容の修正や添付書類の追加が必要な場合は、職員の指示に従って御対応ください。

受 理

- 手続内容によって、手数料の納付や実地調査の日程調整について御連絡します。

実地調査等

- 区役所衛生課等の職員が施設を訪問し、施設基準の適合状況等を確認(営業者の立ち会いが必要)します。(営業許可申請の場合)
※ 営業届出の場合も受理後、場合によっては実地調査を行います。

営業許可書交付

- 区役所衛生課等にて営業許可書を交付します。(営業許可申請の場合)
※ 実地調査後に営業許可がおとりから営業できます。

オンライン手続時の添付書類

申請・届出においては、以下の書類のデータを添付くださいますようお願いいたします。
 なお、任意添付書類は、法令で義務付けられた書類ではありませんが、手続き内容確認のため、データ添付をお願いしています。

手続種別	添付書類
営業許可申請	(必須添付) ・ 施設の構造及び設備を示す図面 ・ 水質検査の結果※
	(任意添付) ・ 食品衛生責任者の資格を証する書類
営業届出	(任意添付) ・ 施設の構造及び設備を示す図面 ・ 食品衛生責任者の資格を証する書類 ・ 水質検査の結果※
変更の届出 (許可施設)	☆変更があった事項に関する書類のみ添付
	(必須添付) ・ 施設の構造及び設備を示す図面 ・ 水質検査の結果※
	(任意添付) ・ 食品衛生責任者の資格を証する書類
変更の届出 (届出施設)	☆変更があった事項に関する書類のみ添付
	(任意添付) ・ 施設の構造及び設備を示す図面 ・ 食品衛生責任者の資格を証する書類 ・ 水質検査の結果※
地位承継の届出 (譲渡)	(必須添付) ・ 譲渡が行われたことを証する書類 (譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。)
地位承継の届出 (相続)	(必須添付) ・ 戸籍謄本 ・ 相続人全員の同意書 (相続人が2人以上の場合)
地位承継の届出 (合併)	(必須添付) ・ 合併後存続する法人、又は合併により設立された法人の登記事項証明書
地位承継の届出 (分割)	(必須添付) ・ 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

※「水質検査の結果」は、市水道水・専用水道・簡易専用水道・小規模受水槽水道以外の水を使用する場合のみ添付してください。

HACCPに沿った衛生管理

- 令和3年6月1日以降、施設での衛生管理は、「HACCPに沿った衛生管理」を行うことが、完全義務化されたため、「衛生管理計画の作成」及び「記録の実施」を必ず行ってください。
- 川崎市保健所の食品衛生監視員が、実施状況を確認しますので、衛生管理計画と記録は、指示があった際にすぐ提示できるように、施設に備えておいてください。



HACCPについて
(市ホームページ)

問合せ先

(営業所の所在地を所管する区役所衛生課等) 受付時間: 平日8時30分~12時、13時~17時

川崎区 044-201-3221	幸 区 044-556-6683	中原区 044-744-3273	高津区 044-861-3323
宮前区 044-856-3272	多摩区 044-935-3308	麻生区 044-965-5164	
健康福祉局保健医療政策部中央卸売市場食品衛生検査所 (北部市場内施設)			044-975-2245
生活衛生課〔監視・表示〕 (一部の大規模施設など)			044-200-2452